

2015年8月1日

## 安全データシート (SDS)

作成日 1995年5月17日

改定7 2015年8月1日

## 1 製品及び会社情報

製品名	ロードマーキング 黄
会社名	新富士バーナー株式会社
・住所	〒441-0314 愛知県豊川市御津町御幸浜1号地1-3
・担当部門	資材部
・電話番号	0533-75-5000
・緊急連絡先	上記
・FAX番号	0533-75-5033

## 2 危険有害性の要約

## GHS分類

物理的及び化学的危険性	分類基準に該当しない	
人の健康に対する有害な影響	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（吸入・粉じん、ミスト）	区分4
	皮膚腐食性・刺激性	区分3
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2 B
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1 B
	生殖毒性	区分1
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分1（脳神経系消化器腎臓）
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分1（肺吸入、血液系腎臓神経系）
環境に対する有害性	水生環境慢性有害性	区分4

絵表示又はシンボル			—	—
-----------	---	--	---	---

注意喚起	危険
危険有害性情報	飲み込むと有害 吸入すると有害 軽度の皮膚刺激 眼刺激 遺伝性疾患のおそれの疑い 発ガンのおそれ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 臓器（肺、造血系、血液系、腎臓、神経系）の障害 呼吸器への刺激の恐れ 長期又は反復暴露による臓器（肺、造血系、血液系、腎臓、神経系）の障害 長期的影響により水生生物に有害の恐れ

2015年8月1日

注意書き	<p><b>【安全対策】</b>          使用前に取扱説明書を入手すること。          全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。          この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。          屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。          妊娠中／授乳期中は接触を避けること。          粉塵を吸入しないこと。          取扱後はよく手を洗うこと。          環境への放出を避けること。          指定された個人用保護具を使用すること。</p> <p><b>【救急処置】</b>          飲み込んだ場合、口をすすぐこと。          飲み込んだ場合、気分が悪い時は、医師に連絡すること。          吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。          目に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。          目の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。          暴露または暴露の懸念がある場合、医師の診断手当を受けること。          暴露した場合、医師に連絡すること。          気分が悪いときは、医師の診断手当を受けること。</p> <p><b>【保管】</b>          容器を密閉して換気の良いところで施錠して保管すること。</p> <p><b>【廃棄】</b>          内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。</p>
------	---

### 3 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分	混合物		
化学名又は一般名	溶着タイプ貼付けシート		
成分名	含有量 (%)	CAS番号	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)
炭酸カルシウム	非公開	471-34-1	1-122
ソーダ石灰ガラス	非公開	65997-17-3	-
6価クロム化合物	0.2%	1344-37-2	5-5161
鉛化合物	0.8%	7631-86-9	1-548
ロジンエステル	非公開	非公開	非公開
エチレン・酢酸ビニル共重合体	非公開	24937-78-8	-

### 4 応急処置

吸入した場合	被害者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 鼻や喉にかゆみや痛みなどがある場合、気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹸又はシャワーで洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。 加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する処置を行うこと。
目に入った場合	こすらずに、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 目の刺激が持続する場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 大量の水を飲ませ、吐かせる。(意識がある場合のみ) 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状	皮膚、眼の発赤
応急処置をする者の保護	特になし
医師に対する特別注意事項	特になし

2015年8月1日

## 5 火災時の措置

消火剤	水噴霧、炭酸ガス、ABC粉末消火器、泡消火器、防火砂等
使ってはならない消火剤	棒状放水
火災時の特定危険有害性	粉塵の発生
特定の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されている場合は、移さない。
消火を行なう者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。

## 6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 風上に留まる。 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や粉塵やヒュームの吸入を避ける。 低地から離れる。 適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
回収、中和	漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止） 床面に残るとすべる危険性がある為、こまめに処理する。

## 7 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
・ 技術的対策	「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
・ 局所排気、全体換気	「8. 暴露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
・ 安全取扱い注意事項	接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼との接触を避けること。 粉塵、ヒュームを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域のみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
・ 接触回避	「安定性及び反応性」を参照。
保管	
・ 技術的対策	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気設備を設ける。
・ 混触禁止物質	「安定性及び反応性」を参照。
・ 保管条件	屋根付き倉庫に施錠して保管貯蔵する。 高温多湿状態での保管貯蔵は避ける。 湿った床に直接置かない。 熱、火花、裸火の様な着火源から離して保管すること。

## 8 暴露防止及び保護措置

### 許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
炭酸カルシウム	—	吸入性粉塵 1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 4mg/m <sup>3</sup>	吸入性粉塵 4mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 10mg/m <sup>3</sup>
ソーダ石灰ガラス	3.0mg/m <sup>3</sup>	吸入性粉塵 1mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 4mg/m <sup>3</sup>	吸入性粉塵 4mg/m <sup>3</sup> 総粉塵 10mg/m <sup>3</sup>
6価クロム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup>
鉛化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>

2015年8月1日

保護具	
・呼吸器用の保護具	適切な呼吸器保護具（防塵マスク）を着用すること。
・手の保護具	適当な手袋（ゴム手袋、ビニール手袋）を着用すること。
・目の保護具	眼の保護具（ゴーグル型又はサイドシール型保護眼鏡）を着用すること。
・皮膚及び身体の保護具	適当な保護衣（一般作業衣）を着用すること。
適切な衛生対策	取扱御は、よく手を洗うこと。

## 9 物理的及び化学的性質

物理的状态	
・形状	シート状
・色	黄色
・臭い	溶解時臭気有り
・pH	該当しない
物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲	
・融点、凝固点	該当しない
・沸点、初留点及び沸騰範囲	該当しない
・引火点	230℃以上
・燃焼又は爆発範囲	粉塵爆発下限濃度 30g/m <sup>3</sup>
・蒸気圧	該当しない
・蒸気密度	該当しない
・比重（密度）	1.9～2.1g/cm <sup>3</sup>
・溶解度	該当しない
・n-オクタノール／水分配係数	該当しない
・自然発火温度	360℃以上
・分解温度	該当しない
・臭いの閾値	微臭
・蒸発速度	該当しない
・燃焼性（固体、ガス）	該当しない
・その他のデータ	特になし

## 10 安定性及び反応性

安定性	通常の手扱条件においては安定である。
危険有害反応可能性	金属粉末と激しく反応
避けるべき条件	粉塵の発生
混触危険物質	アルミニウム、カルシウム、マグネシウム、亜鉛、アルカリ金属の粉末、酸化剤
危険有害な分解生成物	分解時可燃性、有害性ガスを発生させる場合がある。

2015年8月1日

## 11 有害性情報

急性毒性	六価クロム化合物	5,000mg/kg	経口ラット (LD50)
皮膚腐食性・刺激性	長期又は繰り返し接触する場合には刺激性がある恐れがある。		
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	ウサギを用いた試験で刺激性あり。		
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなし		
生殖細胞変異原性	現在の所有な情報なし。		
発がん性	IARCでは「無機鉛化合物」として2Aに分類されている為、区分1Bとした。		
生殖毒性	鉛は胎盤を通過し、出生前後の暴露は仔の神経発達へ影響あり。		
特定標的臓器・全身毒性 (単回暴露)	鉛急性中毒により血中濃度が1250または1500 $\mu\text{g/L}$ の人で近位尿管上皮の機能障害が報告されている (DFGOT)。一方血中濃度が400~1750 $\mu\text{g/L}$ の31人の鉛中毒患者で毒性症状や腎臓障害は見られなかったとの報告もある。痙攣は高濃度の急性鉛中毒の初期症状で、腹痛, 便秘, けいれん, 悪心, 嘔吐, 食欲不振, 体重減少などが特徴である。重篤な消化管障害を起こす濃度では脳症を起こすとの報告もある。以上より、区分1とした。		
特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)	DFGOT17の「鉛及び無機化合物」ノヒトでの反復暴露の項では、「腎臓、血圧、甲状腺、神経系について記載し、閾値濃度設定の項で以下のようにまとめている。鉛の毒性作用で男性、女性とも最も鋭敏な項目は神経行動系の抑制である。他に鉛特有の影響として末梢神経系、腎臓、血液合成系の障害がより高濃度で見られるようになる。鉛の職業暴露における閾値濃度は中枢神経系での無毒性量から導き出される」の記述があることから、血液系、腎臓、神経系が標的臓器と考えた。以上より、区分1とした。		
吸引性呼吸器有害性	データなし		

## 12 環境影響情報

生態毒性	水生生物に毒性 (区分4)
残留性・分解性	データなし
生態蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし

## 13 廃棄上の注意

残余廃棄物	毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に順じ、還元沈殿法またはばい焼法により処分する。 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化および中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 尚、環境省令の定める基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物に分類される。この場合は特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 下水道、地面、いかなる水域にも投棄してはならない。
汚染容器及び包装	容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

2015年8月1日

## 14 輸送上の注意

国内規則	<p>&lt;陸上輸送&gt; 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。</p> <p>&lt;海上輸送&gt; 船舶安全法の定めるところに従うこと。</p> <p>&lt;航空輸送&gt; 航空法の定めるところに従うこと。</p>
追加の規則	
特別安全対策	<p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。</p> <p>バラ積みをする場合は、荷崩れを防ぐ為、出来るだけ低く段積みして、固定する等の処置をとる。</p> <p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>重量物を上積みしない。水濡れ厳禁。</p>

## 15 適用法令

労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）（鉛及びその無機化合物、クロム及びその化合物、シリカ）</li> <li>・特定化学物質等障害予防規則</li> <li>・鉛中毒予防規則</li> </ul>
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	<p>特定第一種指定化学物質 88（六価クロム化合物）</p> <p>特定第一種指定化学物質 305（鉛化合物）</p>
水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質「鉛化合物」六価クロム化合物</li> </ul>
下水道法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質「鉛及びその化合物」六価クロム化合物</li> </ul>
土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定有害物質「鉛及びその化合物」六価クロム化合物</li> </ul>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉛及びその化合物、六価クロム化合物</li> </ul>
労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病化学物質</li> </ul>

## 16 その他の情報

引用文献	<p>日本塗料工業会編集「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック」</p> <p>NITE化学物質総合情報システム</p> <p>原材料SDS</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。</li> <li>2. このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂される事があります。</li> <li>3. このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。</li> <li>4. 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。</li> <li>5. 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。</li> </ol>